

福 議 委 号
平成 2 8 年 8 月 2 6 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 6 月会議（平成 2 8 年 6 月 2 1 日）において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	3 その他所管に関する事項について (新たなまちづくり法人設立について)
調査期間	平成 2 8 年 8 月 1 日 (1 日間)
出席委員	委員長 川 村 明 雄 副委員長 木 村 隆 委員 滝 川 明 子 委員 平 野 隆 委員 佐 藤 孝 男 委員 溝 部 幸 基
欠席委員	なし
委員外議員	なし
出席説明員	副 町 長 高 木 壽 総 務 課 長 工 藤 泰 総務課参事 小 鹿 一 彦 企 画 課 長 前 田 勝 広 企画課長補佐 村 田 洋 臣 産 業 課 長 阿 部 憲 一 産業課参事(水産) 寺 谷 志 保 産 業 課 参 事 (商 工 観 光) 阿 花 部 田 雅 昭 福祉課長補佐 中 村 昌 浩
議会事務局職員	局 長 谷 藤 悟 次 長 鍋 谷 浩 行 臨 時 職 員 平 野 文 子

[委員会意見]

調査事件 3 その他所管に関する事項について（新たなまちづくり法人 設立について）

（平成 28 年 8 月 1 日調査）

町では、新たなまちづくり法人設立に向けて地域おこし協力隊を中心に準備会を設け取り組みを行っており、新たな設立法人の概要、運営骨子等の内容を確認し、新たな設立法人がまちづくりの補完的な役割を担うことを期待していることから、町の支援内容等を調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【調査の論点と意見】

（1）指定管理受託の考え方について

新たに設立されるまちづくり法人は、町施設（温泉等）の維持管理を行う指定管理を業務の柱としており、今回示された資料も指定管理の受託が前提となっている。しかし、行政側からの説明では新法人への指定管理委託は確約されたものではなく、仮に受託できなかった場合、法人の運営も困難になることが予想されることから、法人の事業内容、公共施設の指定管理の委託方法等についてさらなる検討が必要と思慮する。

（2）協力隊員の 11 月以降の対応について

新たな法人の設立については、11 月で任期を終える地域おこし協力隊員が中心となって進めており、法人設立後は新たな法人の経営者の一人として運営に携わる予定としている。また、法人設立は今年 11 月 1 日を目標としているが、資料には仮に法人の設立が遅れても町の臨時職員として継続雇用するとの記述があり、スケジュールの遅延を最初から容認しているとも受け取られるため、町として支援の方向性（スタンス）を明確にしてもらいたい。

（3）法人の設立方法について

新たな法人は民間主導（設立準備会）による一般社団法人とするとのことであるが、法人の主な収入源として公共施設の維持管理受託収入を見込んでいることから、民間から積み上げていくのではなく、行政による公共施設の維持管理を行う組織等を立ち上げるなどして、そこに民間を取り入れながら目指すべき法人へと展開することがより現実的と思われるので検討願いたい。

（4）町内賛同者（基金）へのアプローチについて

設立法人の運営に必要な資金（基金）が 2,000 万円と試算されており、

そのうち2分の1を町が支援し、残りの2分の1は町内の賛同者から基金を募集するとあるが、法人の設立目標を11月1日としていることから、早急に町内産業団体等へ事業説明をし協力を仰ぐ努力をすべきと思慮する。

(5) 総括意見

新たなまちづくり法人の設立は、町長の選挙公約であり、人口減少の現状や人口ビジョンへの対応として人口の現状維持あるいは人口増を目指す大きな政策の柱と考えますが、示された資料から設立準備会のこれまでの取組み状況をみると、民間主導での理想的な体制のスタートは難しく、町長が考える新法人の在り方(体制・認識等)が十分共有されていない印象を受ける。

新法人の趣旨(目的)は民間主導によるまちづくりであり、通常、法人設立後に、自らの経営努力を重ねる中で町としてどのような支援が出来るかの議論をすべきものと考えますが、資料ではそれ以外の部分でも支援が必要との内容、収支計画の算定根拠が明確でない等から委員会での調査にはさらに詳しい資料が必要と考える。

以上から、委員会としては今回の内容で当該事件の調査を終了、了承することはできず、引き続き調査を継続することとし、法人の設立目標を11月1日としていることから基金の予算計上前に調査を行うこととした。